

フリーランスの方の相談窓口について

当社では、特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律（フリーランス・事業者間取引適正化等法）に基づき、フリーランスの皆様が安心して業務に専念できるよう、ハラスメントに関する相談窓口を設置しています。このハラスメント相談窓口は当社が直接業務委託をしているフリーランスの方がご利用いただけます。

ハラスメントに関する相談・苦情は下記フォームよりお申し出ください。プライバシーに配慮し、ご相談・苦情をお受けいたします。また、申し出を行ったことにより、不利益を受けることはございません。

<株式会社 BCN フリーランスハラスメント相談窓口>

<https://www.bcn.co.jp/contact/>

「お問い合わせ種類」は「フリーランスハラスメント相談」をご選択ください。
「お問い合わせ内容」欄にハラスメントに該当する行為の内容をご記入ください。
(内容、日時、期間等、可能な限り具体的に記載をお願いいたします。)

以上